

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案
規制の名称	特定受託事業者に係る取引の適正化のための措置の導入
規制の区分	新設
担当部局	公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>我が国において働き方の多様化が進展しており、雇用によらない働き方として組織に所属せずに働くことを自ら選択した者、いわゆる「フリーランス」として働く者がみられる。内閣官房及び関係省庁で令和2年に実施した実態調査によると、取引先とのトラブルを経験したことがあるフリーランスが約4割おり、そのうち、そもそも取引条件に係る書面・電子メールが交付されていない者や、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が約6割となっており、組織体として事業を行う発注事業者に対して、いわゆる「フリーランス」は取引上劣位にある傾向がみられる。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、いわゆる「フリーランス」として働く者に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、発注書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった課題も指摘され、脆弱な立場にあることがより一層顕著になった。</p> <p>この状況で規制の新設を行わない場合、(1)雇用によらない働き方として組織に所属せず他の事業者から業務委託を受けられる事業者が、業務委託の相手方である事業者から不当に不利益を受けることに有効に対処できないこととなる、(2)このように不当に不利益を受けることを放置することで、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができず、ひいては雇用によらない働き方として組織に所属せずに働くことを選択することが妨げられ、働き方の多様化の進展を妨げることとなる。</p> <p>本法律案では、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しない者を「特定受託事業者」、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって従業員を使用する者を「特定業務委託事業者」等と定義した上で、取引の適正化に関する規制として、以下のものを定める。</p> <p>(1) 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等 (2) 報酬の支払期日の設定等 (3) 特定業務委託事業者の遵守事項</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】</p> <p>(1) 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等 明示義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等にもよるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制は業務委託に係る取引条件を書面又は電磁的方法によって明示することを求めるものであって、企業間取引においては通常実施されているものであることに加え、書面か電磁的方法によるかを原則として発注事業者の選択に委ねるとともに、電磁的方法による明示については、電子メール等の一般的に普及している電磁的方法を利用したのも広く認める予定であることから、発注事業者にとって過大な負担にはならないものと考えられる。</p> <p>(2) 報酬の支払期日の設定等 報酬支払義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等によるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制で定められるのは60日以内の設定した支払期日までの報酬の支払義務であるところ、内閣官房が令和3年に実施したアンケート調査によれば、「業務終了から報酬の支払を受けるまでの期間」として、2か月以内の支払を受けることができているフリーランスが92.2%存在しており、特定受託事業者に係る業務委託取引においては、60日以内の支払が取引慣行となっていると認められることから、過大な負担にはならないものと考えられる。</p> <p>(3) 特定業務委託事業者の遵守事項 受領拒否や報酬減額等の禁止を遵守する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等によるものであり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制で定められた遵守事項は、いずれも、特定受託事業者に対する債務不履行又は不法行為等の民事上の責任を構成し得るものであって、発注事業者としても、法令遵守の観点から遵守事項に違反しないことが当然に求められる性質のものであるから、通常発注事業者にとって過大な負担にはならないものと考えられる。</p> <p>【行政費用】</p> <p>(1) 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等 (2) 報酬の支払期日の設定等 (3) 特定業務委託事業者の遵守事項</p> <p>(1)～(3)について、規制を執行するための人員の確保等の費用が想定される。 なお、特定受託事業者と特定業務委託事業者間の取引の適正化への体制整備として、令和5年度予算案において、取引部及び地方事務所等に14名の増員を盛り込んでおり、本法律案の施行準備のための体制を構築することとしている。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>本規制の導入により、現状特定受託事業者と特定業務委託事業者との間で行われている、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することを阻害するような状況が是正されることが予想される。</p> <p>内閣官房及び関係省庁において令和3年に実施した実態調査によれば、こうした状況には様々な類型が存在することから、当然、それによる特定受託事業者への経済的な損失も個別の事案ごとに異なるため定量的に便益を示すことは困難であるが、例えば、当該実態調査によれば、依頼者の都合で取引の発注数量が減った又は発注がなくなった(39.1%)、著しく低い報酬を不当に定められた(33.2%)、報酬の支払が遅れた(29.0%)等の問題が確認されており、個人で業務を行うという特徴を有する特定受託事業者に与える影響は大きいものと思われるため、これらの問題を抑止する効果が期待される。</p> <p>(注)上記括弧書きの割合は「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことはありますか。」(複数回答)という設問に対する回答の割合。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>本規制は、特定受託事業者に業務委託を行う特定業務委託事業者に対して、発注内容の明示や報酬の支払期日の設定、取引の相手方に不当に不利益を与える行為である受領拒否や報酬減額の禁止等の遵守を求めるものだが、これらの事項は現在でも取引上の地位の格差がない企業間取引では当然に行われており、また遵守されるべき内容であって、競争に負の影響は生じないものと想定される。</p>

費用と効果(便益)の把握	上記の「直接的な費用の把握」及び「直接的な効果(便益)の把握」で述べたとおり、本規制において生じる費用負担は推計困難であるが、生じたとしても小さなものであるのに対して、その便益は多くの特定受託事業者に及び、効果も大きいと考えられることから、費用は正当化されるものと考えられる。
代替案との比較	本法律案による規制の新設によらない場合、発注事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す方策が考えられるが、そもそも自主規制を遵守する意識のない発注事業者に対しては、何らの効果も期待できず、特定受託事業者に対する取引上の不利益行為(不当な報酬の減額等)が是正されないことが懸念される。 したがって、本法律案による規制の新設を行う必要がある。
その他の関連事項	内閣官房及び関係省庁においては、令和2年以降、いわゆる「フリーランス」の実態を把握するために実態調査を行うとともに、フリーランスに係る団体などの当事者からヒアリングを行っている。その上で、令和4年4月12日の「新しい資本主義実現会議」の場で議論するなど、検討を進めてきたところである。 その上で、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、「フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」と記載されている。これを踏まえて法制化の検討を行い、法律案の概要について意見公募手続を行っている。
事後評価の実施時期等	本法律案附則第2項において、法施行後3年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から3年後に事後評価を実施する。